

## 中部大学オープンアクセス方針の解説

### (趣旨)

1. 中部大学（以下「本学」という。）は、社会の発展に寄与する研究課題に取り組み、優れた研究成果をあげることによって、真理の探究と知の創造に貢献することを使命として掲げる。この使命を果たすため、2025年4月に、研究データの管理、公開及び利活用に関する基本原則である「中部大学研究データポリシー」を定めた。

本方針は、その趣旨も踏まえ、研究成果を広く無償で公開することにより学術情報の流通と利活用を促進し、学術研究の発展および社会への貢献を図ることを目的として、研究成果のオープンアクセスに関する基本方針を定めるものである。

(1) 本学は、2025年4月に、研究データの管理、公開及び利活用に関する「中部大学研究データポリシー」を定めた。この趣旨も踏まえた「中部大学オープンアクセス方針」の実施に当たり、研究成果をオープンアクセス化するに当たっての具体的運用に関する事項を解説する。

(2) オープンアクセスとは、研究成果がインターネット上で公開され、誰もが無償でアクセスし、利用できる状態をいう。

### (定義)

2. 本方針において研究成果とは、出版社、学協会又は本学の学部等が発行する学術雑誌等に掲載された、本学の専任教員（以下「研究者」という。）が主著又は共著を務めた学術論文及びその根拠データをいう。

(1) 本方針の対象となる研究成果とは以下のものである。

#### ① 学術論文

本学の専任教員（研究者）が主著又は共著を務めた、出版社、学協会又は学内の各学部等が発行する学術雑誌等に掲載された学術論文のうち、本方針の施行日以降に出版されたもの。図書は対象外とする。

#### ② 根拠データ

電子ジャーナルに掲載される学術論文の場合において、当該掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等により、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ。

＊研究データについては「中部大学研究データポリシー」を参照。

(2) 筆頭著者 (First Author)、責任著者 (Corresponding Author) 又は最終著者 (Last Author) が他機関に所属し、当該機関のリポジトリ等で既にオープンアクセスになっている場合は、本方針の対象外とする。

(3) 研究者の関与のもとで学内外の者（学生、他機関に所属する共同研究者等）が作成した研究成果も、オープンアクセスとすることが推奨される。

(4) 研究者が退職又は他機関へ異動した後も、本学在籍時にオープンアクセスとされた研究成果は、引き続きオープンアクセスとされる。

(研究成果の公開)

3. 本学は、研究者の研究成果を、オープンアクセスの方法により無償で広く公開するものとする。公開の方法は、中部大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）への登録、又は研究者が選択する他の適切な方法によるものとする。

ただし、研究成果の著作権は、本方針によって本学に移転されるものではない。

(1) オープンアクセスの方法には、大きく分けて次の2種類がある。

① グリーン・オープンアクセス

大学や学外機関のリポジトリに出版社版や著者最終稿等は無償で公開すること。

\*本学は「中部大学学術情報リポジトリ」を運用している（本方針 5 項を参照）。

② ゴールド・オープンアクセス

著者が論文掲載料（Article Processing Charge : APC）を負担して支払うことによりオープンアクセスとするもの。

\*本学では「中部大学論文掲載料支援制度」を設けており、研究者が筆頭著者（First Author）、責任著者（Corresponding Author）又は最終著者（Last Author）として論文を発表する場合に、オープンアクセス料の支援を受けることができる。制度の利用条件などは、各年度の制度実施要領を参照。

(2) 「即時オープンアクセスの義務化」について

電子ジャーナルに掲載される研究成果について、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(2024年2月16日 内閣府 統合イノベーション戦略推進会議決定)に基づき、次の条件をすべて満たすものは、即時オープンアクセスが義務化される。

- ① 2025年4月以降に新規公募される競争的研究費\*を受給して実施されたもの  
(2024年度までに公募され、2025年度に研究費を受給したものは含まない)
- ② 電子ジャーナルに掲載された査読済みの学術論文

\*対象となる競争的研究費（本方針施行日時点）

- (i) 日本学術振興会（JSPS）「科学研究費助成事業（科研費）」
- (ii) 科学技術振興機構（JST）「戦略的創造研究推進事業」（一部を除く）
- (iii) 日本医療研究開発機構（AMED）「戦略的創造研究推進事業（革新的先端研究開発支援事業）」
- (iv) 科学技術振興機構（JST）「創発的研究支援事業」

(適用の例外)

4. 前項にかかわらず、著作権その他やむを得ない事由により公開が不適切であると認められる場合には、本学は、当該研究成果を非公開とする。

(1) 研究成果のリポジトリへの非公開の可否は、中部大学学術機関リポジトリ運営委員会が判断する。

(2) 公開が不適切であると認められる例は、以下のとおりである。

- ① 出版社、学協会その他の著作権者又は共著者の許諾が得られない場合
- ② 個人情報又はプライバシーに関する情報が含まれており、インターネット上での公開が適切でないと認められる場合
- ③ 出版社版と異なる版の公開が困難又は不適切と研究者が判断する合理的な理由がある場合
- ④ 当該研究成果に捏造、改ざん、盗用、剽窃その他の研究不正が認められる場合
- ⑤ 公開により教育又は研究活動に支障又は不利益が生ずるおそれがあると認められる場合

(リポジトリへの登録)

5. リポジトリにおいて公開する場合、研究者は、可能な限り速やかに、リポジトリへの登録が許諾される版を本学に提供するものとする。

リポジトリへの登録に関する詳細は、「中部大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱うものとする。

(1) 研究成果は、可能な限り速やかにリポジトリに登録するものとする。但し、出版社、学協会その他の関係機関により公開禁止期間（いわゆるエンバーゴ）が設けられている場合は、当該期間が経過するまでの間、公開を保留することができる。

(2) リポジトリへの登録が許諾される版は、掲載誌の方針により異なる。一般には、査読後に受理され、出版社による編集・組版前の「著者最終稿」が該当する。但し、出版社等から明示的な許諾がある場合には、「出版社版」をリポジトリへの登録が許諾される版とすることができる。

(3) リポジトリへの登録は、「中部大学学術情報リポジトリ運用指針」（2010年3月15日制定）を参照。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、学術機関リポジトリ運営委員会が協議の上、定めるものとする。

(1) 本方針の実施にあたって定めのない事項については、必要に応じて別途定める。

(2) 本方針及び要領の内容は、学内関連部署や出版社との調整により、変更されることがある。

(以上)